令和6年12月23日 現在

## 商品名

## ちくしん住宅ローンMG保証付

ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たされる方。 ■お申込年齢が満18歳以上満65歳未満で、最終返済時の年齢が満82歳未満の方 ■当金庫の地区内に住所または居所を有する方、もしくは当金庫の地区内において 勤務されている方、あるいは当金庫の地区内の同一場所で同一業種を営業されている方 ■会社員・公務員の方は勤続年数1年以上、自営業、法人役員の方は営業年数1年以上 ■安定した収入があり、信用不安がない方 ■借換の場合、直近1年間に延滞の実績がない方 ■MG保証株式会社(以下「保証会社」)の保証を受けられる方 ■年齢は、加入する団体信用生命保険により異なります。団信の保険料は当金庫で 負担します。申込時および実行時年齢ならびに完済時年齢は次のとおり。	
	幹事会社   種類   申込時年齢および実行時年齢   完済時年齢	
	明治安田一般団信満18歳以上満70歳未満満80歳未満がん団信満18歳以上満51歳未満満75歳未満3大疾病団信満18歳以上満51歳未満満75歳未満就業不能団信満18歳以上満51歳未満満75歳未満	
	全疾病団信満18歳以上満51歳未満満82歳未満SBI生命一般団信満18歳以上満66歳未満満82歳未満ワイド団信満18歳以上満66歳未満満82歳未満	
お使いみち	■団体信用生命保険に加入が認められる方  ■申込人またはその家族が居住する物件(以下、居住用物件という)の取得、もしくは居住用物件にかかる建物増改築・リフォームにかかる資金 ■居住用物件を目的とした住宅ローンの借換え ■離婚・相続に伴う自己居住に必要な住宅資金 ■諸費用(登記費用、保証料、手数料、火災保険料、仲介手数料、インテリア、電化製品、家具ほか住宅取得に係る諸経費、造成費用、その他保証会社が認めた費用) 【対象とならない資金使途】 ■店舗、事務所、賃貸住宅との併用も対象とするが、事業利用に係る設備資金は対象外 ■借地上の建物、定期借地権付住宅、連棟式住宅、賃貸住宅は対象外	
ご融資金額	■100万円以上1億円以内	
ご返済期間	■ 1 年以上50年以内	
ご融資金利	変動金利型 お借入時から基準日に金利が変動します 毎年4月1日および10月1日現在で当金庫が定める長期プライムレートを基準として 年2回見直しを行います。なお、ご融資金利は金融情勢などに応じ変動します ■固定金利型 <3年・5年・10年>  *当金庫の定期預金(スーパー定期預入金額300万円未満1年もの)の金利を基準に、 当金庫所定の住宅ローン固定金利となっています。 *固定金利特約期間中は変動金利への変更および金利・固定期間の変更はできません *固定期間終了後は、原則当金庫の定期預金(スーパー定期預入金額300万円未満1年もの)に連動して、年2回融資金利が変動する変動金利型へ移行します。 *ただし、固定金利特約期間終了後、一定の条件を満たすと再度固定金利を 選択することができます。その場合、当金庫所定の手数料が必要となります *ご融資金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください、 *お取扱いにあたっては、当金庫との一定の取引条件が必要となりますので、窓口でお問い合わせください。 ■団体信用生命保険について 一般団体信用生命保険にご加入いただきます。 3大疾病団信、就業不能保障団信をご希望の場合は、次の保険料率を適用金利に加算します 種類 がん団信 3大疾病団信 就業不能団信 保険料率 0.10% 0.20% 0.30%	
ご返済方法	■元利均等分割返済 ボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金はご融資金額 の50%までとします ■元金返済の据置期間は1年以内までとします。	

保証人・担保	■保証会社の保証をご利用いただきますので原則不要となります ■年収合算者には連帯保証人、担保提供者には物上保証人とさせていただきます ■当金庫に対してご融資対象物件を担保として差し入れていただき、抵当権第1順位を
/m mA	設定させていただきます
保険	■火災保険 建物への火災保険は必ずご加入いただきます。
保証料	■保証会社へ支払う保証料で、一括払い型と毎月払型があります ■一括払い型 お借入時に一括でお支払いいただきます。 (例) ご融資金額100万円、ご融資期間35年間 11,929円~149,122円
	■毎月払型 一括払い型の融資利率に保証会社所定の保証料率(0.05%~1.50%) を上乗せしたご融資利率となります
取扱手数料	■55,000円 (税込)
苦情処理措置·	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査法務部法務課に
紛争解決措置	お申し出ください。 (9時~17時)電話:フリーダイヤル0120-350-452
	FAX:0942-33-7193、 eメール: chikusin@world.ocn.ne.jp)
	■紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:
	03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、天神弁護士セン
	ター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)
	久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の仲裁センター等で紛争の解決
	を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監
	査法務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)または九州
	北部地区しんきん相談所(9時~17時、電話:092-481-8815)にお申し出ください。

- ●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらじめご了承ください。
- ●店頭でご返済額の試算をさせていただきます。